

境町告示第80号

境町開発行為指導要綱について次のとおり告示する。

平成30年 8 月 24 日

境 町 長 橋 本 正 裕

境町開発行為指導要綱

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第11条）

第 2 章 基本的事項

 第 1 節 総則（第12条—第20条）

 第 2 節 公共公益施設（第21条—第33条）

第 3 章 公共公益施設の帰属及び管理（第34条—第36条）

第 4 章 雑則（第37条・第38条）

付則

 第 1 章 総則

 （目的）

第 1 条 この告示は、本町における開発行為に対して一定の基準を設けることにより、無秩序な宅地開発及び災害を防止し、並びに良好な自然環境の保全並びに公共施設及び公益施設（以下「公共公益施設」という。）の整備を促進し、もって住み良いまちづくりに寄与することを目的とする。

 （定義）

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 開発行為 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第 4 条第12項に規定する開発行為をいう。

（2） 開発区域 法第 4 条第13項に規定する開発区域をいう。

- (3) 事業者 開発行為等を行おうとする者をいう。
- (4) 公共施設 法第4条第14項に規定する公共施設のほか、調整池、雨水浸透施設をいう。
- (5) 公益施設 教育施設、医療施設、地域コミュニティ施設、障害者・高齢者のための地域福祉施設、上水道、保育所、地域の文化・スポーツ施設、ごみ集積所その他町民の共同の福祉又は利便のために必要な施設をいう。
- (6) 帰属 公共施設及び公共施設用地を町に帰属すること並びに公益施設及び公益施設用地を町に寄付することをいう。

(適用範囲)

第3条 この告示は、次の各号に掲げる開発行為等に適用する。

- (1) 法第29条第1項の規定により許可を必要とする開発行為。
 - (2) その他町長が特に必要と認めたもの。
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、この告示を適用しない。
- (1) 自己の居住の用に供する専用住宅の建築を目的とするもの。
 - (2) 開発区域の面積が1,000平方メートル未満であって、新たな公共公益施設の設置を要しないもの。

(例規等の遵守)

第4条 事業者は、開発行為等を行うに当たっては、この告示の規定のほか、関係法令等を遵守するものとする。

(事前相談・確認)

第5条 事業者は、開発行為等を計画するときは、あらかじめ開発計画、建築計画、公共公益施設の整備計画等について、関係課及び関係機関（以下「関係部局」という）に相談し、その結果を事前確認結果表（様式第4号）に記録しなければならない。その結果を開発行為等の計画に反映させるものとする。

(事前協議)

第6条 事業者は、開発行為等の許可申請をする前に土地利用計画、公共公益施設の整備計画等について、町長と事前協議をしなければならない。

- 2 事業者は、前項の規定による事前協議をするときは、開発行為等事前協議書（様式第1号）に関係図書を添えて町長に提出しなければならない。
- 3 町長は、事前協議に同意するときは、開発行為等事前協議済通知書（様式第5号）により事業者に通知するものとする。

(同意書及び協定書)

第7条 事業者は、境町都市計画法施行細則（平成30年境町規則第12号。以下「細則」という。）第5条に規定する公共施設に関する同意書の交付を必要とするときは、前条第3項の規定による通知を受けた後、公共施設に関する協議書（様式第6号）を関係する公共施設の管理者に関係書類を添えて提出しなければならない。

2 事業者は、事前協議の結果、町以外の者が管理することとなった公共施設については、当該施設を適切に管理していくため、町長と管理協定を締結しなければならない。

（事前調査）

第8条 事業者は、開発行為等の計画に先立ち、地質調査、交通調査等の必要な調査を実施し、適切な計画とするものとする。

（費用負担の範囲）

第9条 事業者は、当該開発行為等において新たに必要となる公共公益施設の整備及び用地の確保を行うものとし、これらに要する費用は、原則として事業者が負担するものとする。

（計画変更の手続き）

第10条 事業者は、第6条第3項の規定による通知を受けた後であって、法に基づく開発行為の許可申請の前に計画に変更が生じた場合には、開発行為等事前協議変更協議書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。ただし、町長が当該計画変更が軽微であると判断したものを除く。

2 町長は、変更協議に同意するときは、開発行為等事前協議済通知書（様式第5号）により事業者に通知するものとする。

（取下げの届出等）

第11条 事業者は、第6条第3項の規定による通知を受ける前に、開発行為等の計画を取りやめ、当該事前協議を取下げようとするときは、開発行為等事前協議取下届（様式第8号）により町長に届け出なければならない。

2 事業者は、第6条第3項の規定による通知を受けた後に、開発行為等の計画を取りやめようとするときは、開発行為等取りやめ届（様式第9号）により町長に届け出なければならない。

第2章 基本的事項

第1節 総則

（土地利用）

第12条 事業者は、開発行為等を計画する際には、「境町総合計画」をはじめ、

県や町の定めた土地利用計画及び公共公益施設に関する計画に整合させるものとする。

（景観への配慮）

第13条 事業者は，建築物等を計画する際には，茨城県景観形成条例（平成6年茨城県条例第40号）に準じ，その形態，色彩等に留意し，周囲の景観に調和するように十分配慮するものとする。

（自然環境の保全）

第14条 事業者は，開発区域内に現存する樹木等をできる限り保存するように努めるとともに，緑地の確保に努めるものとする。

2 公園，緑地及び広場（以下「公園等」という。）は，現存する樹林池沼等自然的素材を生かすものとし，造成斜面についても地域住民が自然を享受できるよう配慮するものとする。

（公害等の防止）

第15条 事業者は，開発行為等において，境町公害防止条例（昭和49年条例第29号）を含む公害防止に関する法令を遵守するものとする。

（災害の防止）

第16条 事業者は，災害の発生を防止するため，地形，地質，過去に発生した災害等について十分な調査を行い，開発区域及びその周辺の安全が確保できるような計画としなければならない。

（空地の保全）

第17条 開発区域内の空き地等の雑草については，境町あき地等の環境保全に関する条例（昭和50年境町条例第9号）に基づき，土地所有者又は管理者が適切に除去等の処理をするものとする。

（文化財の保護）

第18条 事業者は，開発区域内における文化財保護のため，境町教育委員会の指示のもとに，必要な措置を講じるものとする。

（説明会等の開催）

第19条 事業者又はその開発行為等に係る工事の施行者（以下「事業者等」という。）は，第6条第2項の規定による提出の前に当該開発区域の隣接地の地権者に当該開発行為に関する事業計画を説明し，その結果を隣接地権者への説明報告書（様式第10号）に記載して開発行為等事前協議書に添付しなければならない。また，近隣住民からの要求があれば説明会を実施し，その結果を地区説明会報告書（様式第11号）に記載して開発行為等事前協議書に添付しなければならない。

ならない。

（近隣住民への配慮）

第20条 事業者等は、工事の施工に当たっては、周辺の状況に応じ事故等が発生しないよう予防策を講じなければならない、また近隣住民に迷惑を及ぼさないよう配慮しなければならない。

2 事業者等は、事故等により第三者に損害を及ぼしたときは、自らの責任において補償、原状回復等を行わなければならない。

3 事業者等は、第三者から苦情等があったときは、相手方と誠意をもって話し合い、その解決に努めなければならない。

第2節 公共公益施設

（公共公益施設整備の計画）

第21条 開発行為等に伴って整備される公共公益施設は、環境の保全、災害の防止及び通行の安全に配慮した規模及び構造で計画するものとする。

（道路計画）

第22条 開発区域内における道路施設の設置基準は、次に定めるものとする。

（1） 開発区域内に都市計画決定されている道路がある場合には、その計画との調整が図られていること。

（2） 帰属する道路は、道路構造令（昭和45年政令第320号）、境町町道の構造の技術的基準等を定める条例（平成25年境町条例第5号）、道路法に基づき町道の構造の技術的基準等を定める条例施行規則（平成25年境町規則第12号）、茨城県が定める開発行為の技術基準等に適合するものとし、関係部局と協議して計画したものであること。

（公園等の計画）

第23条 開発区域内の公園等は、それぞれの機能及び目的に応じて有効に利用できるように配置し計画するものとする。この場合において、遊戯施設の計画については、関係部局と十分に協議をした上で決定するものとする。

2 公園等の雑草除去、清掃、樹木の剪定等の維持管理は、開発区域内の居住者、行政区等において行うものとし、その管理方法については、町長と協定を締結しなければならない。

（給水計画）

第24条 開発行為等の施行に伴って必要となる給水施設は、原則として町が行う水道事業から給水を受けるものとし、施設の計画及び施工については、町水道事業管理者と協議し決定するものとする。

- 2 町水道から供給できず、やむを得ず地下水を利用する場合は、第15条に規定する公害防止に関する法令、茨城県地下水の採取の適正化に関する条例（昭和51年茨城県条例第71号）等の基準を遵守するものとする。

（排水計画）

第25条 排水施設は、町の下水道計画に適合するものとする。

- 2 下水の排水方法は、分流式としなければならない。
- 3 水路等に放流する場合は、放流先の施設管理者の同意を得なければならない。

（雨水排水）

第26条 開発区域からの雨水は、水路等に放流するものとする。ただし、水路等が付近にない場合又は施設管理者の同意が得られない場合においては、敷地内に雨水浸透施設を設置し浸透させるものとする。

- 2 前項により雨水浸透施設を設置した場合は、当該開発行為により建築等された建築物等が不要となり取壊されるまでの間、事業者、譲受人等が責任を持って適切に維持管理を行うものとし、その管理方法については、町長と協定を締結しなければならない。

（汚水排水）

第27条 開発区域内の汚水は、公共下水道又は農業集落排水に排除するものとする。

- 2 公共下水道処理区域外又は農業集落排水供用区域外において開発行為を行う場合は、浄化槽法（昭和58年法律第43条）に基づいた浄化槽で処理した後、施設管理者の同意を得た水路に放流する等するものとする。なお、浄化槽の維持管理については、同法に基づき適正に行うものとする。

（ごみ集積所）

第28条 ごみ集積所の形状及び構造については、衛生上支障がないものとし、その規模及び数については、開発戸数に応じて適切に計画するものとする。

- 2 ごみ集積所の維持管理については、開発区域内の居住者、行政区等が行うものとし、その管理方法については、町長と協定を締結しなければならない。

（消防水利施設）

第29条 開発区域内の消防水利は、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）に従い、町及び消防本部と協議の上、必要な施設を計画するものとする。

（駐車場施設）

第30条 路上駐車等を防止するため、予定建築物等の用途、規模等を勘案し、十

分な規模の駐車・駐輪施設を計画するものとする。

（交通安全施設）

第31条 道路照明灯及び防犯灯は、関係部局と十分に協議した上で計画するものとする。

2 地域の状況により横断歩道橋，車両用防護柵，歩行者自転車用柵，道路反射鏡，視線誘導標等の設置を計画するものとする。

（集会施設）

第32条 集会施設は、茨城県が定める開発行為の技術基準に基づき、開発行為等の規模及び予定建築物等の用途に応じて適切に計画するものとする。

2 集会施設の維持管理は、行政区等が行うものとし、その管理方法については、町長と協定を締結しなければならない。

（農業施設との関連）

第33条 開発区域に隣接して農業施設又は農地がある場合には、その機能に支障が生じないような計画とするものとする。

第3章 公共公益施設の帰属及び管理

（公共公益施設の検査）

第34条 事業者は、町に帰属することとなる公共公益施設の工事が完了したときは、法第36条第1項に規定する工事完了の届出の前に、公共施設を管理することとなる関係部局立会いの上、検査を受けなければならない。

（公共公益施設の帰属の手続き）

第35条 事業者は、町に帰属する公共公益施設がある場合は、法第36条第2項に規定する検査済証の交付を受けた後直ちに町長に公共公益施設管理帰属願（様式第12号）及び登記承諾書兼登記原因証明情報（様式第13号）を提出しなければならない。

2 事業者は、町に帰属することとなる公共公益施設の用地に所有権以外の権利が設定されているときは、法第36条第3項に規定する公告の日までに抹消しておかななければならない。

3 町に帰属することとなる公共公益施設の用地における隣接地との境界には、法第36条第1項に規定する工事完了の届出の前に、町長が指定する境界杭を設置するものとする。

4 町長は、公共公益施設の用地に係る所有権移転の登記が完了したときは、公共公益施設用地登記完了通知書（様式第17号）を事業者に送付するものとする。

（瑕疵担保責任）

第36条 町に帰属した公共公益施設について、事業者による重大な過失があった場合には、事業者の責任において補修するものとする。

第4章 雑則

(関係機関との事前協議)

第37条 関係機関との事前協議については、次に定めるとおりとする。

- (1) 電気、ガス、交通、通信等については、事前に関係機関と協議し、入居者等が日常生活において支障なくこれらの施設を利用できるように整備するものとする。
- (2) 開発行為に伴い、多量の土砂採取運搬、埋立等を行う場合には、工事施工前に採取場所、運搬経路等について道路管理者及び関係者と協議の上、路面汚濁防止等に必要な措置をとるものとする。
- (3) 開発区域内における電柱、電話柱等は、原則として道路以外に設置する計画とするものとする。

(その他)

第38条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、その都度町長が定める。

付 則

この告示は、平成30年10月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

開発行為等事前協議書

年 月 日

境町長 様

協議申出者

住所

氏名

㊞

電話

境町開発行為指導要綱第6条第2項の規定により、開発行為等について協議します。

【添付書類】

- ① 事業計画書(様式第2号)
- ② 公共施設計画の概要(様式第3号)
- ③ 事前確認結果表(様式第4号)
- ④ 隣接地権者への説明報告書(様式第10号)
- ⑤ 地区説明会報告書(様式11号)
- ⑥ 位置図
- ⑦ 案内図
- ⑧ 公図写し
- ⑨ 開発区域の土地明細書
- ⑩ 開発区域の土地の全部事項証明書
- ⑪ 現況図
- ⑫ 開発区域求積図
- ⑬ 土地利用計画図
- ⑭ 造成計画平面図及び断面図
- ⑮ 計画道路縦横断面図
- ⑯ 排水施設計画平面図
- ⑰ 流量計算書
- ⑱ 給水施設計画平面図
- ⑲ その他必要な資料

様式第2号(第6条関係)

事業計画書

申請者	住所						
	氏名						
	連絡先	電話 ()					
設計者	住所						
	氏名						
	連絡先	電話 ()					
開発区域の所在							
用途地域							
開発区域の現況 (㎡)	地目	宅地	農地	山林	その他	合計	
	面積						
予定建築物の用途							
備考							

公共施設計画の概要

※該当する□には，レ印を記入

施設	従前	新設
道路	① 路線番号：町道_____号線 計画：□廃道(_____m) □工事(概要_____) □影響なし ② 路線番号：町道_____号線 計画：□廃道(_____m) □工事(概要_____) □影響なし ③ 路線番号：町道_____号線 計画：□廃道(_____m) □工事(概要_____) □影響なし ④ 路線番号：町道_____号線 計画：□廃道(_____m) □工事(概要_____) □影響なし	□あり ① 道路幅員：_____m 延長：_____m 町への用地の帰属：□あり □なし 管理予定者：_____ ② 道路幅員：_____m 延長：_____m 町への用地の帰属：□あり □なし 管理予定者：_____ ③ 道路幅員：_____m 延長：_____m 町への用地の帰属：□あり □なし 管理予定者：_____ ④ 道路幅員：_____m 延長：_____m 町への用地の帰属：□あり □なし 管理予定者：_____ □なし
公園 広場	□あり _____ 名称 (_____) □なし	□あり □公園 □緑地 □広場 町への用地の帰属：□あり □なし 管理予定者：_____ □なし
消防水利	□あり 防火水槽 基 消火栓 基 □なし	□あり 防火水槽 基 消火栓 基 □なし

申 請 地		記錄者	(印)	
申 請 者	住所:	予定建築物	用途:	敷地面積: m ²
	氏名:		建築面積: m ²	延床面積: m ²

機関		確認・協議項目		確認・協議結果			日付	応対者
境町役場	□都市計画課	区域区分		☐ 市街化区域 ☐ 市街化調整区域		用途地域(地域) ☐ 用途・形態制限の確認		
		建ぺい・容積率		☐ 指定あり ☐ 指定なし		建ぺい (%) 容積率 (%)		
		区域指定		☐ 区域内 ☐ 区域外		集落種別(集落) ☐ 用途・形態制限の確認		
		地区計画		☐ あり ☐ なし		地区計画名() ☐ 用途・形態制限の確認		
		都市計画道路		☐ 区域内 ☐ 区域外		計画道路名 ()		
		浸水想定		☐ 区域内 ☐ 区域外		浸水深 (m以上 m未満)		
		立地基準		☐ 適用 ☐ 技術基準のみ		都市計画法第34条 第()号 ☐ 12号(町条例 条 項 号) ☐ 14号(審査会付議基準:)		
		雨水 処理方法	☐ 直接放流	設置施設の管理予定者		☐ 町 ☐ その他()		
	☐ 調整池		設置施設の土地の帰属		☐ 町 ☐ その他()			
	☐ 浸透施設				☐ 計画条件、現地調査項目等の確認 ☐ その他意見等()			
	公園・緑地 ・広場	☐ 計画あり	設置施設の管理予定者		☐ 町 ☐ その他()			
			設置施設の土地の帰属		☐ 町 ☐ その他()			
		☐ 計画なし			☐ 必要面積、計画条件の確認 ☐ その他意見等()			
	その他	☐ 国土法 ☐ 公拡法 ☐ 景観条例 ☐ 屋外広告	☐ 届出対象	事前協議		☐ その他意見等 ()		
			☐ 対象外	(☐ 要 ☐ 不要)				
	□建設課	接する 既存道路	☐ 改変予定 ☐ 放流予定 ☐ 接道のみ	町道名称		幅員	道路法32条許可 (☐ 要 ☐ 不要)	
()				m	公共物使用許可 (☐ 要 ☐ 不要)			
()				m	道路法24条承認 (☐ 要 ☐ 不要)			
()				m	放流同意 (☐ 要 ☐ 不要)			
()				m	拡幅計画の有無 (☐ 有 ☐ 無)			
					☐ その他意見等()			
新設道路		☐ 計画あり	設置施設の管理予定者		☐ 町 ☐ その他()			
			設置施設の土地の帰属		☐ 町 ☐ その他()			
		☐ 計画なし			☐ 舗装構成、幅員等設計条件の確認 ☐ その他意見等()			
交通安全施設		☐ 設置あり ☐ 設置なし	施 設		事前協議 (☐ 要 ☐ 不要)			
			()		☐ その他意見等()			
接する既存 水路・河川		☐ 改変予定 ☐ 放流予定 ☐ 接道のみ	現管理者		河川占用許可 (☐ 要 ☐ 不要)			
			☐ 町		公共物使用許可 (☐ 要 ☐ 不要)			
			☐ 土地改良区		土地改良区の同意 (☐ 要 ☐ 不要)			
					☐ その他意見等()			

機関		確認・協議項目		確認・協議結果		日付	応対者	
境町役場	□上下水道課	上水道		☐ 給水区域内 ☐ 給水区域外	給水利用協議 (☐ 要 ☐ 不要) ☐ その他意見等()	/		
		公共下水道		☐ 処理区域内 ☐ 処理区域外	汚水放流協議 (☐ 要 ☐ 不要) ☐ その他意見等()	/		
		農業集落排水		☐ 処理区域内 ☐ 処理区域外	汚水放流協議 (☐ 要 ☐ 不要) ☐ その他意見等()	/		
		□農業政策課		☐ 区域内(除外必要) ☐ 区域外	事前協議 (☐ 要 ☐ 不要) ☐ 除外要件等の確認 ☐ その他意見等()	/		
				☐ 届出対象 ☐ 対象外	事前協議 (☐ 要 ☐ 不要) ☐ その他意見等()	/		
		□防災安全課		☐ 対象 ☐ 対象外	事前協議 (☐ 要 ☐ 不要) ☐ その他意見等()	/		
	交通安全施設 ☐ 設置あり ☐ 設置なし ()			施設 ☐ その他意見等()	/			
	ごみ集積所		☐ 設置予定 ☐ 設置なし	設置場所(☐ 適 ☐ 否) 設置個数(☐ 適 ☐ 否)	設置申請 (☐ 要 ☐ 不要) ☐ その他意見等()	/		
			□企業立地推進室		工場立地法 ※工場のみ 業務()	☐ 届出対象 ☐ 対象外	事前協議 (☐ 要 ☐ 不要) ☐ 届出要件の確認 ☐ その他意見等()	/
	□生涯学習課		埋蔵文化財		☐ 包蔵地内 ☐ 包蔵地外	試掘調査 (☐ 要 ☐ 不要) ☐ その他意見等()	/	
	□農業委員会		☐ 地目が農地 ☐ 農地以外	☐ 許可必要 ☐ 許可不要	事前協議 (☐ 要 ☐ 不要) ☐ 許可要件等の確認 ☐ その他意見等()	/		
				□坂東消防署		消防水利		☐ 設置必要 ☐ 設置不要
	□県西県民センター 建築指導課		建築基準法道路		()	法第42条 項 号 ☐ セットバックの確認	/	
					()	法第42条 項 号 ☐ その他意見等		
()					法第42条 項 号 ()			
()					法第42条 項 号			

※以下、敷地に接する道路、河川に国管理、県管理のものが含まれる場合のみ

機関		確認・協議項目		確認・協議結果		日付	応対者
□ 境工事事務所	□県道 □国道(県管理) □河川	□改変予定 □接するのみ □放流予定	名称	幅員	道路法32条許可 (☐ 要 ☐ 不要)	/	
			()	m	道路法24条承認 (☐ 要 ☐ 不要)		
			()	m	河川法許可 (☐ 要 ☐ 不要)		
			()	m	拡幅計画の有無 (☐ 有 ☐ 無)		
			()	m	事前協議 (☐ 要 ☐ 不要)		
			□その他意見等()				
□ 宇都宮国道 国分寺出張所	新4号国道	□改変予定 □接道のみ □放流予定	幅員	道路法32条許可 (☐ 要 ☐ 不要)	/		
				道路法24条許可 (☐ 要 ☐ 不要)			
				拡幅計画の有無 (☐ 要 ☐ 不要)			
				事前協議 (☐ 要 ☐ 不要)			
				□その他意見等()			
□ 国土交通省 三郷出張所	圏央道	□改変予定 □放流予定 □接道のみ	幅員	道路法32条許可 (☐ 要 ☐ 不要)	/		
				道路法24条許可 (☐ 要 ☐ 不要)			
				拡幅計画の有無 (☐ 要 ☐ 不要)			
				事前協議 (☐ 要 ☐ 不要)			
				□その他意見等()			
□		□			/		
□		□			/		
備考(その他・特記事項)							

※ 着色部については、あらかじめ記入をしてから、担当部局に確認してください。

様式第 5 号(第 6 条関係)

第 号
年 月 日

様

境町長 印

開発行為等事前協議済通知書

年 月 日付け（受付第 号）で協議のあったことについて、下記の
とおり同意するので、境町開発行為指導要綱第 6 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり通
知します。

事 業 者	住 所 氏 名
開 発 区 域 の 位 置	境町(大字)
事 業 目 的	
開 発 区 域 の 面 積	m ²
事 業 計 画	別紙のとおり
そ の 他	開発行為等の許可の申請に当たっては、事前協議の内容を遵守するとともに、あらかじめ、都市計画法第32条第 1 項の規定に基づく同意及び第 2 項の規定に基づく協議のほか、他の法令等に基づく許認可等を受けること

公共施設に関する協議書

年 月 日

公共施設管理者

様

開発行為施行者

住所

氏名

印

電話

都市計画法第32条の規定により、開発行為に係る既存公共施設及び開発行為に伴い新たに設置される公共施設について、関係書類を添えて協議いたします。

1 開発区域の位置： 境町(大字)

2 予定建築物等の用途：

3 開発行為に係る面積： m^2

4 開発行為に係る既存公共施設（法32条1項に基づき、協議し同意を得なければならないもの）

公共施設名	開発行為に伴う影響	備考
	改修(内容：)・移設・廃止	
	改修(内容：)・移設・廃止	
	改修(内容：)・移設・廃止	
	改修(内容：)・移設・廃止	

5 開発行為に伴い新たに設置される公共施設（法32条2項に基づき、協議をしなければならないもの）

公共施設名	予定管理者	用地の 町への帰属	備考
		有 ・ 無	
		有 ・ 無	
		有 ・ 無	
		有 ・ 無	

開 発 行 為 等 事 前 協 議 変 更 協 議 書

年 月 日

境町長 様

協議申出者 住所
氏名 ㊟

年 月 日 発第 号により境町開発行為指導要綱第 6 条第 3 項
の規定による通知を受けた開発行為等の事前協議について，次のとおり計画を変更したい
ので，同第10条の規定により協議します。

開 発 区 域 の 位 置	境町(大字)
開 発 区 域 の 面 積	m ²
予 定 建 築 物 等 の 用 途	
変 更 内 容	
変 更 理 由	

様式第8号(第11条関係)

開 発 行 為 等 事 前 協 議 取 下 届

年 月 日

境町長 様

届出者 住所
氏名

印

年 月 日付け(受付第 号)で協議した開発行為等の事前協議を取り下げたいので、境町開発行為指導要綱第11条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

開発区域の位置	境町(大字)
開発区域の面積	m ²
取下げの理由	

様式第9号(第11条関係)

開発行為等取りやめ届

年 月 日

境町長 様

届出者 住所
氏名

印

年 月 日 発第 号により通知を受けた開発行為について、計画を取りやめたいので、境町開発行為指導要綱第11条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

開発区域の位置	境町(大字)
開発区域の面積	m ²
取りやめの理由	

隣接地権者への説明報告書

年 月 日

境町長 様

事業者 住所
氏名 ⑩
電話

境町開発行為指導要綱第19条の規定により、隣接地権者に事業計画を説明したので、結果について次のとおり報告します。

番号	隣接地権者等の住所及び氏名	土地の用途	説明年月日	隣接地権者の意見等

添付書類

- ① 説明範囲図
- ② 説明資料等

備考

- 1 番号欄は、別に住宅地図等を利用して作成した説明範囲図の建築物等の番号を記入して下さい。
- 2 土地の用途欄は、建築物があるときはその用途を、建築物がないときは土地の利用状況（駐車場、畑、資材置場等）を記入して下さい。

地区説明会報告書

年 月 日

境町長 様

事業者 住所
氏名 ⑩
電話

境町開発行為指導要綱第19条の規定により，地区説明会の実施結果について，次のとおり報告します。

開発区域の位置			
事業目的			
地区説明会の概要	開催日時	年 月 日 時 ～ 時	
	開催場所		
	出席者数	名	

添付書類

- ① 出席者名簿
- ② 説明資料等
- ③ 議事録

公 共 公 益 施 設 管 理 帰 属 願

年 月 日

境町長 様

申請者
住所
氏名

印

下記について境町に帰属したいので、境町開発行為指導要綱第35条第1項の規定により提出いたします。

1 公共公益施設

施 設	規模・構造	備 考

2 公共公益施設用地

施 設	所 在	地 目	地 積	備 考

開発行為等事前協議済通知書年月日・番号	年 月 日	第 号
開発行為等の許可年月日・番号	年 月 日	第 号

添付書類

- ① 都市計画法の規定による開発行為許可申請書に添付した公共施設の管理者等に関する書類(新たに設置されるもの)の写し
- ② 位置図
- ③ 公図の写し
- ④ 確定測量図
- ⑤ 印鑑証明書
- ⑥ 土地登記簿の全部事項証明書
- ⑦ 登記承諾書兼登記原因証明情報(様式第14号)
- ⑧ その他町長が必要と認めた書類, 図面等

様式第14号(第35条関係)

公共公益施設用地登記完了通知書

第 号
年 月 日

様

境町長



年 月 日付け（受付 年 月 日）で提出のあった
公共公益施設用地帰属願に係る次の公共公益施設の用地については、所有権移転の登記
が完了したので、土地登記簿の全部事項証明書の写しを添付して通知します。

[illegible]